


令和2年3月11日

動物実験体制 令和元年度自己点検・評価チェックシート

動物実験委員会

委員長 清水善和 

○機関内規程の策定（基本指針、日本学術会議ガイドラインを参考にする）

- 機関の長が定める規程であること。
- 動物実験施設の整備及び管理方法、動物実験の具体的実施方法等を定めた規程であること。
- 各種様式の妥当性

コメント欄

「駒澤大学動物実験委員会規程」及び「動物実験施設における緊急時対応マニュアル」の改正が必要であり、委員会にて審議し、改正案を了承した。
動物実験報告書の様式のうち、「4. 実験の結果」の選択肢に「□途中まで実施して中止」を追加する。

○委員会の設置

- 機関の長が委員会を設置していること

コメント欄

○委員会の役割

- 機関の長の諮問を受けて、動物実験計画の審査を行い、その結果を機関の長に報告する。
- 動物実験計画の実施結果について、報告を受け、必要な助言を行う。

コメント欄

○委員構成

- 動物実験等に関して優れた識見を有する者
- 実験動物に関して優れた識見を有する者
- その他学識経験を有する者

コメント欄

「駒澤大学動物実験委員会規程」を改正し、動物実験等に関して優れた識見を有する者を2名から1名に減じ、実験動物に関して優れた識見を有する者1名を明文化する。

○動物実験計画の立案・審査・承認

動物実験責任者は、動物実験開始の前に、動物実験計画を申請する。

動物実験委員会で審査（3R、施設、安全管理）

機関の長が、承認または却下する。

コメント欄

○動物実験計画の実施結果の把握と助言

機関の長は、動物実験の終了後、実施結果の報告（結果の概要、使用動物数、変更等）を受ける。

委員会は、この報告について、必要に応じて機関の長に助言する。

機関の長は、この報告について、必要な措置を講じる。

コメント欄

○教育訓練の実施

実施責任者は、機関の長

対象者は、動物実験実施者等（飼養保管に従事する者を含む）

教育訓練内容（実験・飼養に必要な基礎知識の修得、動物実験に係る者の資質向上に必要な措置）

コメント欄

令和2年度は、教育訓練の実施について重点確認事項としたい。

○自己点検・評価

機関の長は、機関における動物実験等の基本指針への適合性を自己点検・評価する。

コメント欄

○情報公開

機関内規程

自己点検・評価の結果

実験動物の飼養保管状況

動物実験実施状況

コメント欄

実験動物の飼養保管状況（2020年2月現在）について、ホームページ公開情報に掲載した。

○飼養保管基準の遵守状況

実験動物管理者飼養保管施設に、実験動物管理者を置く。

飼養保管基準の策定・周知

飼養保管方法（給餌、給水、健康管理、検疫等）

施設の構造（空間の確保、温湿度、換気、衛生的な構造）

生活環境の保全

危害防止（逸走しない構造と強度の施設、施設の保守、動物の状態確認、関係者以外の立ち入り制限）

逸走時の対応（危害を加える恐れのある動物の逸走時の対応方法）

コメント欄

